

# 消費者契約法 ~クーリング・オフがダメでもあきらめないで!~

消費者と事業者の間にある情報の質や量、交渉力の格差を埋めることにより、消費者の利益を擁護するための法律です。労働契約を除く、すべての事業者・消費者間の契約に適用されます。

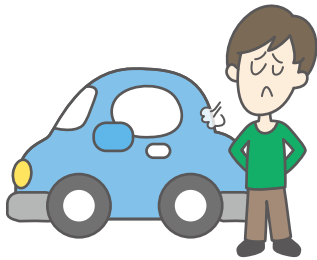
## 事業者の不適切な勧誘により締結した契約は取り消しができます

※取り消し…有効に成立した契約を、契約当初にさかのぼって無効とすること

### ◆どんな場合に取り消しができるの？

#### 【その1】

販売時の説明がウソだった（不実告知）



「事故車ではない」と説明され中古車を購入したが、実際は事故車であることがわかった。

#### 【その2】

絶対に儲かるって聞いたのに！（断定的判断の提供）

営業マンに電話で勧誘され、未公開株を購入した。「絶対儲かる。上場することは確実。」と言われたのに、いつまでたっても上場せず、大損した。



#### 【その3】

都合の悪いことはわざと教えない（不利益事実の故意の不告知）



南側に高層ビルが建設されると知っていた業者から「眺望・日当たりよし」と言われ、家を買ってしまった。

#### 【その4】

契約しないと帰ってくれない、帰らせてもらえない（不退去、退去妨害）

絵の展示会で長時間勧められ「帰りたい」と言ったのに帰らせてもらえず、仕方なく契約した。



**取り消すことができる期間は、気づいた時から6カ月、契約をしたときから5年間!**

**不当な条項は無効です。** ※無効…初めから効力が発生しないこと

### ◆無効となる契約条項とは？

- 【その1】 事業者の損害賠償の責任を免除する条項  
(例:当社はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負いません。)
- 【その2】 消費者契約の解除に伴って不当に高額な損害賠償や違約金を定める条項  
(例:契約後にキャンセルする場合には、サービス利用前であってもサービス代金の全額を申し受けます)
- 【その3】 消費者の支払いが遅れたことに対して、不当に高額な支払い額の損害賠償や違約金を定める条項  
(年率14.6%を超える部分) (平成28.1.1現在)  
(例:毎月の家賃(70,000円)は、当月20日までに支払うものとする。  
前記期限を過ぎた場合には1ヶ月の料金に対し年50%の遅延損害金を支払うものとする。)
- 【その4】 信義誠実の原則※に反して消費者の利益を一方的に害する条項  
(例:この規定の運用並びに規定外の判断は管理会社である当社が全て行う)

※信義誠実の原則…「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」とする民法の基本原則(第1条第2項)